県内のがん診療連携体制について

I. がん診療提供体制にかかる病院(図1、図2)

1. 国指定(がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針)

がん診療連携拠点病院	国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦し
(以下、「拠点病院」)(令和	たものについて、厚生労働大臣が指定した病院。
5年3月31日まで)	※「都道府県がん診療連携拠点病院」(都道府県に1カ所)と、「地域がん診
	療連携拠点病院」(原則、2次医療圏に1カ所)。
地域がん診療病院	がん診療連携拠点病院の無い2次医療圏に、都道府県の
(三重県は指定なし)	推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院。
	※隣接する2次医療圏のがん診療連携拠点病院とのグループとして指定。

2. 県指定(三重県がん診療連携準拠点病院及び三重県がん診療連携病院の指定に関する要綱)

三重県がん診療連携準拠	拠点病院に準じてがんの標準的・集学的治療を行う病院
点病院(以下、「準拠点病	として、県が指定した病院。
院」) (令和3年3月31日まで)	
三重県がん診療連携病院	拠点病院及び準拠点病院を補完する病院として、県が指
(以下、「連携病院」)(令和	定した病院。
4年3月31日まで)	

図1 県内のがん診療提供体制のイメージ

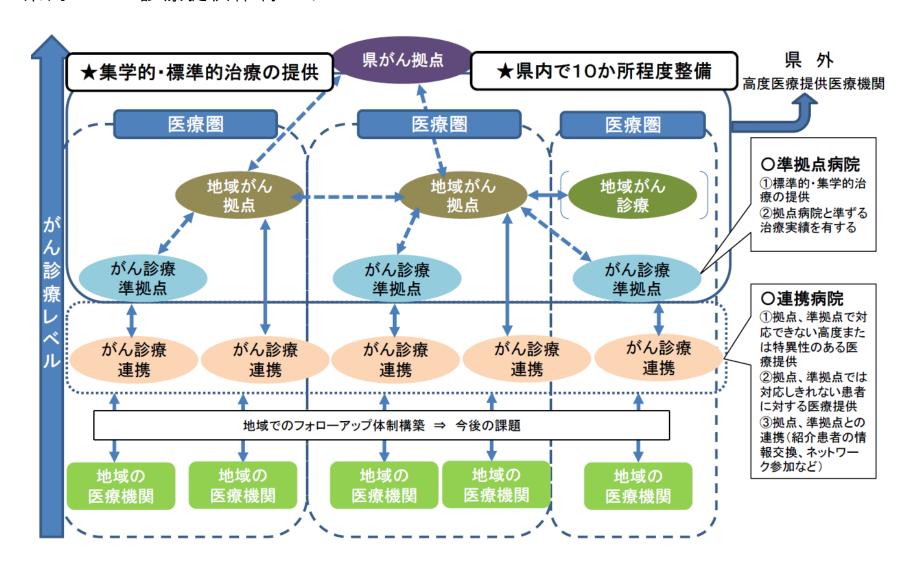
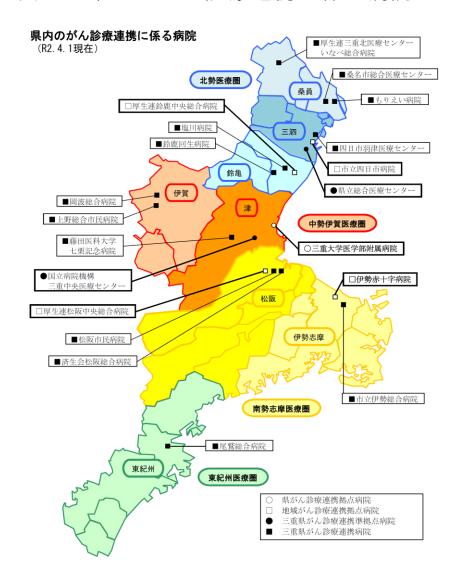


図2 県内のがん診療連携に係る病院



県内のがん診療連携に係る病院

(R2 4 1現在)

					(NZ. 4. 1521年)
二次 医療圏	構想 区域	がん診療证	車携拠点病院	三重県がん診療連携 準拠点病院	三重県がん診療連携病院
		都道府県	地域		
北勢					桑名市総合医療センター、
	桑員				厚生連三重北医療センター いなべ総合病院、
					もりえい病院
	三泗		市立四日市病院	県立総合医療センター	四日市羽津医療センター
	鈴亀		厚生連		给鹿回生病院、
			鈴鹿中央総合病院		塩川病院
中勢伊賀	津	三重大学 医学部附属病院		国立病院機構 三重中央医療センター	藤田医科大学七栗記念病院
	伊賀				岡波総合病院、
					上野総合市民病院
南勢志摩	伊勢 志摩		伊勢赤十字病院		市立伊勢総合病院
	松阪		厚生連 松阪中央総合病院		済生会松阪総合病院、 松阪市民病院
			位		′
東紀州					尾鷲総合病院

Ⅱ. がん診療連携体制の現状

標準的・集学的治療を提供できる医療機関(拠点病院・準拠点病院)を県内に10箇所程度整備することをめざす。また、地域バランスを考慮するため、三重県地域医療構想に基づき県内を8地域に区分し、地域の人口規模を勘案して指定する。地域ごとの箇所数の上限は、概ね人口20万人程度を目安として設置する(三泗2箇所)。なお、津の(1)は外数で県拠点病院。

○拠点病院·準拠点病院の整備箇所数(R2.4現在)

2次医療圏	構想区域	人口 ※1	目標	現状	拠点病院	準拠点病院
北勢	桑員	217, 819	1	0		
	三泗	376, 553	2	2	市立四日市病院	県立総合医療センター
	鈴亀	246, 657	1	1	鈴鹿中央総合病院	
中勢伊賀	津	279, 886	1 (1)	1 (1)	三重大学医学部附属病院	三重中央医療センター
	伊賀	169, 376	1	0		
南勢志摩	伊勢志摩	234, 134	1	1	伊勢赤十字病院	
	松阪	219, 823	2	1	松阪中央総合病院	
東紀州		71, 617	2	0		
合計		1, 815, 865	10	7		

※1:平成27年国勢調査

Ⅲ. 準拠点病院の指定方針

「三重県がん診療連携準拠点病院及び三重県がん診療連携病院の指定に関する要綱」 (以下、「県指定要綱」)(資料2-2)に定める要件に基づき指定。

準拠点病院の整備要件(抜粋)

準拠点病院は、当県の地勢及び2次医療圏ごとの人口規模に鑑み、がんの標準的・集学的治療を行う地域がん 診療連携拠点病院を補完するものとして整備する。

このため、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月1日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知)の「Ⅱ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に掲げる要件を原則すべて満たさなければならない。

ただし、指定にあたっては、下記の項目を考慮することとする。

1 指定機関数及び地域性について

拠点病院とあわせて10機関程度整備することを目途とする。

指定にかかるがんの医療圏は、地域医療構想区域を基本とする。

2 「1 診療体制」について

放射線診断、放射線治療、病理診断に係る要件については、必須とはしないものとする。

- 3 「2 診療実績」について
 - ①項目

院内がん登録数、悪性腫瘍の手術件数、がんに係る薬物化学療法のべ患者数、放射線治療のべ患者数、緩和 ケアチームの新規介入患者数の基準値については、当該医療機関が所在する地域の対象人口見合いとする。

②相対的な評価

患者割合を算出する際に分子に用いる新規入院がん患者数は、当該区域に居住する患者を対象とする。 また、分母に用いる患者調査の数値は、当該医療機関が所在する区域の人口見合いとする。

4 指針に新たに追加された要件について

当面の間、原則必須とする。

Ⅳ. 準拠点病院の指定について

- 1. 国の「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」における議論
- (1) 令和2年2月

国の「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(以下「検討会」という。)」において、指定にあたり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、指定要件を満たせなくなった病院について議論された。その結果、特例措置として6月末まで現行の指定区分にて一旦指定を延長し、次回の検討会において改めて議論することとされた。

- 〇特例措置を受けた病院において、未充足となっていた要件 緩和ケア研修会開催、院内がん登録中級者の配置、医療安全研修の受講 など
- (2) 令和2年6月

特例措置で指定期間を延長した3月時点から、新型コロナウイルス感染症の影響に変化がないため、特例措置として令和3年3月末まで再度、指定の延長を行った。

- 2. 準拠点病院の現在の指定状況(令和3年3月31日まで) 県立総合医療センター、三重中央医療センター
- 3. 準拠点病院の指定の方向性

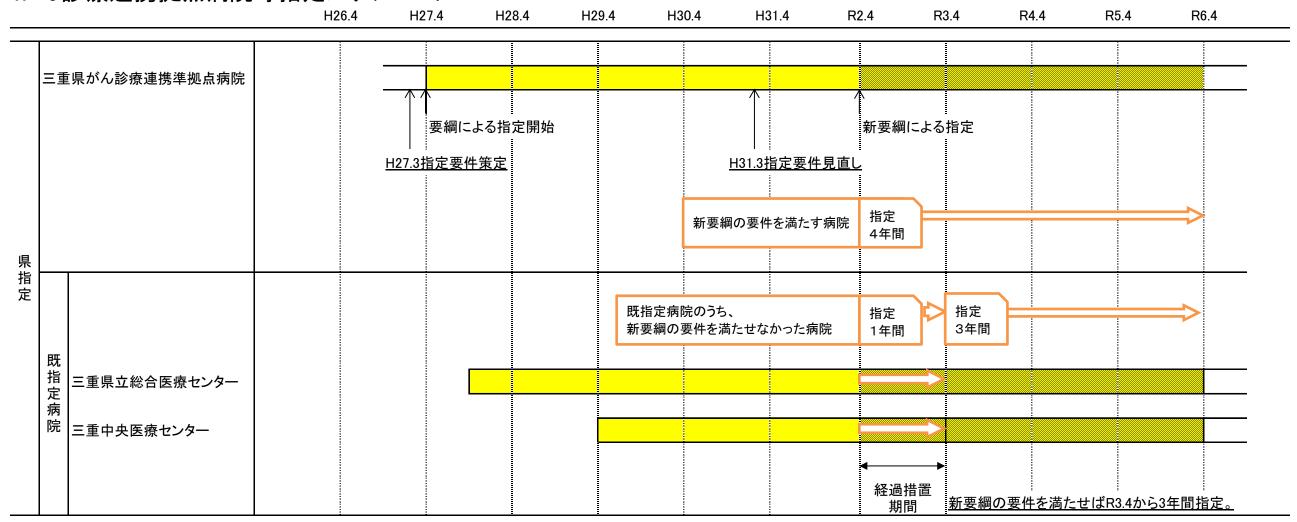
本県においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>準拠点病院指定のための</u> 必須要件の充足が困難になる病院が出てくる可能性がある。

令和3年2月頃に開催予定の第2回三重県がん対策推進協議会において、準拠点病院 の指定に関する検討を行うにあたり、要件の未充足がある病院から申請があった場合 は、国の検討会における議論を踏まえ、特例措置等について審議することとしたい。

○今後のスケジュール 令和2年11月5日(木) 令和3年2月 令和3年2月~3月 令和3年3月末

第1回三重県がん対策推進協議会 第2回三重県がん対策推進協議会 準拠点病院の指定等に係る審査会 準拠点病院の更新(新規)指定

がん診療連携拠点病院等指定スケジュール



県: 三重県がん診療連携準拠点病院及び三重県がん診療連携病院の指定に関する要綱(平成31年3月22日)